

## 介護保険

問合せ 介護保険の制度・保険料について…高齢福祉介護課介護保険係<sup>内</sup>144

要介護認定について…高齢福祉介護課介護認定係<sup>内</sup>146

納付・口座振替について…納税課<sup>内</sup>190

### 保険料額決定通知書・ 納入通知書を送ります

65歳以上の方（第1号被保険者）に、7月上旬に令和2年度の保険料額決定通知書・納入通知書を送付します。詳しくは、決定通知書または市公式サイトを確認してください。  
※低所得者の保険料軽減が強化されたため、所得段階の第1段階から第3段階の保険料が変更になります。

### 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

前年の合計所得金額などに応じた負担になるように13段階に区分されます。

### ■保険料の納め方

#### 【特別徴収】年金からの引落し

原則、年金支給月に合わせ、4月以降6回に分けて引き落とします。4～8月の保険料は、暫定的に2月と同額となります。

対象 年金（老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金）が年額18万円以上の方

#### 【普通徴収】納付書や口座振替

対象 年金が年額18万円未満の方、特別徴収の対象となる年金を

受給していない方

※特別徴収の条件を満たしていても、年度の途中で65歳になったり転入したりするなど、状況が変わると普通徴収となることがあります。

### 40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険によって金額や納め方は異なりますが、医療保険分と介護保険分を併せて納めていただいています。

### 介護保険負担割合証を送ります

#### ■要支援・要介護認定を受けた方全員に

負担割合（1～3割）が記載された「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。8月1日（土）以降に介護サービスを利用するときは、新しい負担割合証を提示してください。

### 介護保険負担限度額認定の手続きを

#### ■介護保険施設を利用する方へ

介護保険施設の居住費（滞在費）・食費は原則自己負担となっています

が、所得が低い場合、自己負担の上限額が設けられ、これを超えた費用は介護保険から施設などに支払われる「介護保険負担限度額認定」の制度があります。

認定の有効期間 8月1日（または申請日の属する月の初日）から転入日）～翌年7月末

対象 次の①②の両方にあてはまる方  
①世帯全員が市市民税非課税であること。別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市市民税非課税であること

②本人および配偶者（同居・別居に関わらず）の預貯金などの資産の合計額が2000万円以下（配偶者がいない場合は1000万円以下）  
※「配偶者」には内縁関係の場合を含みます。

※負担限度額認定を受けるには申請が必要で、必要書類  
(1) 介護保険負担限度額認定申請書  
(2) 同意書（所得要件および資産要件にかかる調査のため、市が各機関へ照会することの同意）

(3) 配偶者が市外在住の場合、平成31年度住民税非課税証明書（市区町

村長が発行）

※8月1日（土）以降に申請する場合は、令和2年度住民税非課税証明書（4）預貯金などの資産がわかるものの写し（通帳、有価証券、投資信託の残高のコピーなど）  
※配偶者についても必要です。

※本人および配偶者のマイナンバー確認資料の提示が必要です。代理人が手続きする場合には代理人の身分証明書も持参してください。

### ■負担限度額認定を引き続き利用する方は更新を

すでに「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方には、6月に更新手続きの案内を送付しています。確認してください。

★新型コロナウイルス感染症に関連した保険料の減免などについて、6ページの「国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険共通 新型コロナウイルス感染症関連情報」に情報を掲載しています。確認してください。

## ポイ捨て禁止！市内全域でマナーアップ

問合せ 環境保全課<sup>内</sup>226

市では、「羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例」を定め、健康で安心して暮らせるまちを実現するための取組みを行っています。  
みんなでマナーを守り、健康で安心して生活できる羽村を作りましょう。

### 禁止事項

#### 市内全域

- ※ごみやタバコの吸い殻のポイ捨て
- ※飼い犬のふんの放置

#### 路上喫煙禁止地区

※禁止地区内の路上での喫煙

※指定喫煙場所（地図中★）でのみ喫煙することができます。

※窓を閉め切った車内での喫煙は、禁止行為から除外されています。

### 制限事項

路上喫煙禁止地区以外で、路上喫煙をする場合は、次のことを守ってください。

- ◇ 周囲に迷惑または危険をおよぼさない。
- ◇ 吸い殻入れが設置されていない場所では、携帯用吸い殻入れなどを使用する。

※「加熱式たばこ」は、接触被害の恐れがないことから直ちに違反とはなりません。路上喫煙禁止地区内では、指定喫煙場所を利用するなど、周囲への配慮をお願いします。

### 市が主催する事業などの中止

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、次の事業を中止します。  
ご理解、ご協力をお願いします。

#### ■敬老のついで

実施を予定していた日 9月21日（月・祝）  
問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係<sup>内</sup>177

## 7月から 市役所土曜日開庁を再開

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、市役所の土・日窓口を臨時閉庁していましたが、7月4日（土）から、土曜日の窓口開庁を再開します。

受付業務の内容については市公式サイトをご覧ください。

※日曜日は引き続き閉庁します。

問合せ 企画政策課<sup>内</sup>314



▲土曜日窓口業務の再開について